

表彰規程

- 第 1 条 一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「本会」という。）の行う表彰は、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 表彰は、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。
- (1) 役員・委員表彰・・・本会の役員、又は委員として、5 年以上、10 年以上、15 年以上、20 年以上通算して在任し、会の運営に功績のあった者。
 - (2) 協会長表彰・・・本会所属の個人タクシー事業者で、個人タクシー事業の運輸開始から 7 年以上の経験があり、過去 5 年以上無事故無違反及び 7 年以上道路運送法等の違反処分が無く、成績操行ともに他の模範である者。
- 但し、東京運輸支局長表彰以上の表彰を受けてない者。
- 第 3 条 前条第 1 号にいう在任期間の計算は、通常総会日をもって算出し、前条第 2 号にいう算出期間は、毎年 10 月 31 日を基準とする。
- 第 4 条 第 2 条第 1 号の表彰は、通常総会において行い、第 2 条第 2 号の表彰は、新年理事会において、それぞれ会長が行う。
- 但し、必要が生じたときは、その都度行うことができる。
- 第 5 条 表彰にあたっては、表彰状に副賞として記念品を添えて贈ることができる。
- 第 6 条 会長は必要と認めたときは、本会の運営又は業務の遂行に寄与した者に感謝状と副賞として記念品を添えて贈ることができる。
- 第 7 条 会員団体の代表は、第 2 条第 2 号の表彰候補者を、毎年 11 月 20 日までに別表の様式により作成し、会長に提出する。
- 第 8 条 表彰の決定は、会長が行う。
- 第 9 条 この規程の改廃は、理事会において行う。
- 第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は正副会長会議の議決を得て会長が決定する。

[附 則]

- 1 . この規程は、昭和 60 年 6 月 14 日より施行する。
- 2 . この規程の中の在任及び勤続の計算は、昭和 55 年 3 月 11 日の本会設立許可の日から起算する。
- 3 . この規程の協会長表彰の導入に基づく一部改正は、平成 12 年 2 月 23 日より実施する。
- 4 . この規程の第 2 条第 2 項(協会長表彰)の一部改正は、平成 13 年 4 月 24 日より実施する。

- 5 . この規程の第 2 条第 2 項(協会長表彰)の一部改正は、平成 1 6 年 2 月 2 0 日より実施する。
- 6 . この規程の第 2 条第 2 項(協会長表彰)の一部改正は、平成 1 7 年 1 0 月 1 4 日より実施する。
- 7 . この規程は、平成 2 4 年 9 月 1 9 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成 2 6 年 5 月 1 日)から実施する。
- 8 . この規程は、平成 2 5 年 9 月 1 9 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成 2 6 年 5 月 1 日)から実施する。

[別 表]

1 . 会員からの推薦書
1 . 役員等経歴書
1 . 功績調書
1 . 履歴書
1 . 運転免許証の写
1 . 責任事故に関する申立書
1 . 無事故無違反証明書

【推薦基準】

表彰種別	一般社団法人東京都個人タクシー協会基準
黄綬褒章	<p>大臣表彰受賞後、5年以上経過している者。</p> <p>年齢60歳以上の者。</p> <p>事業用自動車の運転業務に30年以上従事している者。</p> <p>上申する際、無事故・無違反証明書の証明期間が30年以上ある者。</p>
大臣表彰	<p>関東運輸局長表彰を受賞している者。</p> <p>年齢55歳以上の者。</p> <p>事業用自動車の運転業務に30年以上従事している者。</p> <p>上申する際、無事故・無違反証明書の証明期間が15年以上ある者。</p> <p>一般社団法人全国個人タクシー協会永年勤続功労事業者表彰の受賞者。</p>
関東運輸局長表彰	<p>東京運輸支局長表彰を受賞している者で、成績・操行ともに他の模範である者。</p> <p>年齢55～73歳迄の者。</p> <p>道路運送法等違反は基準日から起算して過去15年以上無違反の者。</p> <p>旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として従事し勤続年数満25年以上、内個人タクシー年数満15年以上引き続き従事している者。</p> <p>ただし、法人会社勤務時に東京運輸支局長表彰を受賞している者は、上記の内個人タクシー年数は満10年以上とする。</p> <p>基準日から起算して過去10年以上無事故（責任事故）・無違反の者。</p> <p>公益財団法人東京タクシーセンター表彰が20年表彰以上の受賞者。（南・北多摩交通圏は除く）</p>
東京運輸支局長表彰	<p>一般社団法人東京都個人タクシー協会長表彰を受賞している者で、成績・操行ともに他の模範である者。</p> <p>年齢50～73歳迄の者。</p> <p>道路運送法等違反は基準日から起算して過去10年以上無違反の者。</p> <p>旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として従事し勤続年数満20年以上、内個人タクシー年数満10年以上引き続き従事している者。</p> <p>基準日から起算して過去7年以上無事故（責任事故）・無違反の者。</p> <p>公益財団法人東京タクシーセンター表彰が10年表彰以上の受賞者。（南・北多摩交通圏は除く）</p>
一般社団法人東京都個人タクシー協会長表彰	<p>過去に一般社団法人東京都個人タクシー協会長表彰以上の表彰を受けていない者で、成績・操行ともに他の模範である者。</p> <p>年齢45～73歳迄の者。</p> <p>道路運送法等違反は基準日から起算して過去7年以上無違反の者。</p> <p>個人タクシー年数満7年以上引き続き従事している者。</p> <p>基準日から起算して過去5年以上無事故（責任事故）・無違反の者。</p>

平成26年4月現在

【日程等】

表彰	基準日	支局 提出期限	都個協 提出期限	当面の 推薦枠	表彰日
黄綬褒章	(春) 翌年 4月29日	7月 1日	6月10日		毎年 5月予定
	(秋) 翌年11月 3日	12月15日	11月25日		毎年11月予定
大臣表彰	10月 1日	4月 5日	3月20日		毎年10月予定

【注】上記表彰の基準日は申請後となります。

関東運輸局長表彰	5月31日	7月10日	6月25日	30名程度	毎年10月予定
東京運輸支局長表彰	5月31日	8月 1日	7月15日	60名程度	毎年 9月予定
東京都個人タクシー 協会長表彰	10月31日	-	11月20日	100名程度	新年賀詞交歓会

【注】上記表彰の基準日は申請前となります。

黄綬褒章、大臣表彰は、記載例を参考の上申請書類を作成すること。

関東運輸局長表彰、東京運輸支局長表彰、東京都個人タクシー協会長表彰は、記載例を参考の上、申請書類所定用紙にて作成すること。

申請書類は、誓約書、会員からの推薦書、役員等経歴書、運転記録証明書交付委任状（1部とされているもの）を除き下記の順に必要な部数作成し、ダブルクリップ等でそれぞれまとめ、誓約書等を上に乗せて提出すること。

	黄綬褒章	大臣表彰	関東運輸 局長表彰	東京運輸 支局長表彰	東京都個人タク シー協会長表彰
誓約書	1部	1部	1部	1部	-
会員からの推薦書	1部	1部	1部	1部	1部
役員等経歴書	-	-	1部	1部	1部
運転記録証明書 交付委任状	1部	1部	-	-	-
自認書	-	7部	-	-	-
功績調書	9部	7部	3部	2部	1部
履歴書	9部	7部	3部	2部	1部
戸籍抄本	9部 (正1部)	7部 (正1部)	-	-	-
運転免許証の写	9部	7部	3部	2部	1部
責任事故に 関する申立書	9部	7部	3部	2部	1部
企業の規模及び 事業概況等調	9部	7部	-	-	-
無事故・ 無違反証明書	9部 (正1部)	7部 (正1部)	3部 (正1部)	2部 (正1部)	1部 (正1部)

個人タクシー事業者に係る表彰規程(概要)

【推薦基準】

一般社団法人東京都個人タクシー協会

基準 区分	当面の推薦枠	提出期限 (都個協)	基準日	表彰日	年齢	旅客自動車の 運転者経験	個人タクシー経験	道路運送法等違反	無事故・無違反	受賞歴
黄 綬		春 6月10日 秋11月25日	翌年 4月29日 翌年11月 3日	翌年 5月 翌年11月	60歳以上	30年以上 (事業用)			30年以上	大臣表彰 受賞後5年経過
大 臣		3月20日	10月1日	10月	55歳以上	30年以上 (事業用)			15年以上	局長表彰 全個協会長表彰
タクセン 40年 (特別表彰)		5月31日 (タクセン)	3月31日	11月			40年以上 (法人外継続15年加算可)	40年以上 (タク評価対象 事案等含む)	10年以上	タクセン30年表彰
タクセン 30年		5月31日 (タクセン)	3月31日	11月			30年以上 (法人外継続10年加算可)	30年以上 (タク評価対象 事案等含む)	7年以上	タクセン20年表彰
局 長	30名程度	6月25日	5月31日	10月	55～73歳	25年以上	15年以上 (法人会社で支局長表彰 受賞者は10年以上)	15年以上	10年以上	支局長表彰 タクセン20年表彰
全個協会長		3月31日	5月1日	通常総会	50歳以上	20年以上	10年以上		15年以上	
タクセン 20年		5月31日 (タクセン)	3月31日	11月			20年以上 (法人外継続5年加算可)	20年以上 (タク評価対象 事案等含む)	5年以上	タクセン10年表彰
支局長	60名程度	7月15日	5月31日	9月	50～73歳	20年以上	10年以上	10年以上	7年以上	都個協会長表彰 タクセン10年表彰
都個協会長	100名程度	11月20日	10月31日	新年賀詞 交歓会	45～73歳		7年以上	7年以上	5年以上	
タクセン 10年		5月31日 (タクセン)	3月31日	11月			10年以上 (法人外継続3年加算可)	10年以上 (タク評価対象 事案等含む)	3年以上	タクセン5年表彰
タクセン 5年 (一般表彰)		4月30日 (タクセン)	3月31日	11月			5年以上	5年以上 (タク評価対象 事案等含む)	3年以上	

平成26年4月現在